

単位認定規程

第1条 鹿児島純心女子短期大学学則第11条及び第13条の規定に基づき、単位修得の認定方法について規定する。

第2条 科目の単位を修得するためには、鹿児島純心女子短期大学（以下「本学」という。）において実施する単位認定試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

（試験の種類等）

第3条 単位を認定するための試験は、原則として次のとおり実施する。

- ① 定期試験……学期末に行う試験であり、履修した科目について行う。
ただし、通年科目及び2学年にまたがる科目については、この限りではない。
- ② 臨時試験……科目担当者が必要と認めた場合、定期試験期間以外に実施することができる。
- ③ 追 試 験……以下の事由により試験を受験することができなかった者について実施する。
ただし、当該科目の試験後1週間以内にその事由を示す証明書を添付した「単位認定追試験受験願」によって願い出た者に限る。

追試験を願い出ることができる事由と必要添付証明書及び受験料

	事 由	証 明 書	受験料
1	災害	罹災証明書	0円
2	忌引（原則として3親等以内）法事は不可	証明できる資料(会葬案内等)	
3	学外実習	本学実習担当者の証明書	
4	公的交通機関による遅延（自己の過失ではない事故等）	事故・遅延証明書	
5	学校保健安全法施行規則により出席停止となる感染症(注1)	診断書等（注2）	
6	就職試験	キャリア支援課長の証明書	
7	その他、教授会の議を経て学長が認めた者	理由書	
8	傷病	診断書等	1,000円
9	その他、やむを得ない事由	理由書	

（注1）学校保健安全法施行規則 第18条参照 主な感染症については、学生支援サイト（保健室）に掲載

（注2）添付する診断書等については、p.98参照

④ 再試験……上記試験の不合格者について科目担当者の判断で実施することがある。

2 科目担当者はレポート等によって試験に代えることができる。

第4条 原則として試験は、1週間前に掲示予告し、各科目担当者が行うものとする。

なお、臨時試験・レポート等については授業時間に科目担当者から直接指示されることがある。

第4条の2 障害等により授業における支援を受けている学生で、試験においても支援を希望する場合、所定の書類により申し出ることができる。

（受験資格の制限）

第5条 次の各号の一つ以上に該当する者は、受験することができない。

- ① 科目の履修登録をしていない者
- ② 休学中及び停学中の者
- ③ 不正行為などのため教授会により、受験資格を取り消された者
- ④ レポート等提出物の未提出などによって当該科目担当者により受験資格を取り消された者
- ⑤ 受験科目ごとの欠課時数が出席すべき時数の3分の1を超える者

2 試験開始後20分以上遅刻した者は、その試験を受けることはできない。

第5条の2 第5条第1項第4号及び第5号に該当する者のうち、長期傷病等やむを得ない事情のある者は、教授会の議を経て受験を認めることがある。

(追試験・再試験)

第6条 追試験・再試験は、原則として教授会の議を経て行うものとし、実施方法は第3条に準ずる。

第7条 第6条の試験を受けようとする学生は、受験料(1科目につき1,000円)を納入しなければならない。

第8条 追試験の受験を希望する学生は、その試験終了後、1週間以内に第3条第1項第3号で定める「単位認定追試験受験願」を教務課へ提出しなければならない。

2 追試験・再試験については、原則として欠席は認めない。

ただし、第3条第1項の「追試験を願い出ることができる事由と必要添付証明書及び受験料」における1～6の事由については、その試験終了後、3日以内に「単位認定追試験受験願」を提出した者に対して追試験・再試験を認める。

3 第3条第1項の「追試験を願い出ることができる事由と必要添付証明書及び受験料」における7の事由については、教授会の議を経て学長が認めた後、3日以内に「単位認定追試験受験願」を提出した者に対して追試験・再試験を認める。

4 「単位認定追試験受験願」未手続者は再試験を受けることができない。

(成績評価)

第9条 成績評価は100点満点とする。

第10条 成績評価は5段階で評価し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の評語をもって明示する。

評 語	素 点	科目の到達目標に対する到達度
秀	90～100点	到達目標に十分に達し、極めて優秀な成果をあげている。
優	80～ 89点	到達目標に十分に達している。
良	70～ 79点	到達目標に概ね達している。
可	60～ 69点	到達目標に最低限達している。
不可	59点以下	到達目標に達していない。

2 再試験は当該科目の合否を決定するものとし、合格の場合「可」、不合格の場合「不可」と表記する。

また、合格の場合の素点は、60点とする。

ただし、平均点等を算出する際は、再試験前の素点とする。

3 欠課時数が全授業時数の3分の1を超えるなど単位認定試験の受験資格を失い成績評価及び単位認定がなされない場合は、「学業成績・単位修得通知書」に「失格」と表記する。

第11条 科目担当者において平素の学修状況や実技の成果などにより評価することができる。

第12条 各学期の成績評価は、「学業成績・単位修得通知書」によって通知する。

(不正行為による処分)

第13条 試験には厳正かつ公正な態度で臨まなければならない。万一不正行為があったと認められた者は、その当該学期の全科目の成績評価は無効となり「学業成績・単位修得通知書」に「失格」と表記する。

また、不正行為をした者は、その軽重に従い訓戒を受けるか、停学又は退学となる。

(成績に関する疑義)

第14条 成績に疑義が生じた場合、当該科目の成績通知後14日以内に成績開示等を申し出ることができる。

2 疑義の申し出ができる者は、当該科目の成績評価を受けた学生本人とする。

(成績評価等記録の保管)

第15条 科目担当者は、当該科目の成績評価に至る経緯と成績の記録を保管しなければならない。

ただし、学生に返却したものについてはこの限りではない。

2 前項に定める保管期間は、当該科目の開講期を含む1年間とする。

(復学・復籍・再入学の際の単位認定等)

第16条 復学、復籍を許可された者のカリキュラムは、原則として、当該学生の入学年次のカリキュラムと

する。また、再入学を許可された者のカリキュラムは、原則として、再入学年次のカリキュラムではなく、当該学生の入学年次のカリキュラムとする。

2 復学、復籍及び再入学が許可された者の修得単位については、他の科目の単位に読み替えることができる。

3 前項により科目の読み替えを行う場合、教授会の議を経て学長が決定する。

4 前項により他の科目に読み替えられた場合、成績評価は読み替え前の科目から引き継ぐ。

複数科目により読み替える場合は、平均した成績評価を引き継ぐ。

また、1科目から複数の科目に読み替える場合は、読み替え前の科目の成績評価を読み替え先の複数の科目に付与する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和35年4月1日から施行する。
この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
この規程は、昭和51年4月1日から施行する。
この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
この規程は、平成元年4月1日から施行する。
この規程は、平成2年4月1日から施行する。
この規程は、平成3年4月1日から施行する。
この規程は、平成4年4月1日から施行する。
この規程は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

この規程は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。
この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月6日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。